

LPガス納入仕様書

1 件 名	LPガス
2 適用範囲	鳥取県立厚生病院において使用する業務用及び家庭用設備に供給する燃料について規定する。
3 品 目	LPガス（JIS K 2240：ボンベ及びバルクによる供給）
4 予定数量	4, 100 m ³
5 納入場所	倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院（別添図面参照）
6 納入方法	定期巡回等による残量管理 LPガスボンベ及びローリー車によるバルクへの供給

7 その他

- (1) 上記4の予定数量に対し、増減が生じても異議の申し立てはできない。
- (2) 甲又は乙は、市況の変動により単価が不相当となったと認めるときは、甲乙で協議し、納入単価を変更することができる。
- (3) LPガスボンベ及びバルクへの供給のためのローリー車の運搬、取替については、関係法令等を遵守すること。
- (4) 納入に際しては、第三者及び第三者の運転する乗用車等（以下「三者」という。）の通行の妨げにならないようにすること。なお、納入にあたって三者が干渉している場合は、自ら対処せずに発注者へ連絡すること。
- (5) 上記2に示す設備が常時使用できるように適宜物品を納入すること。
- (6) バルクタンク（甲所有）及びLPガスボンベからの供給設備を管理するために、残燃料情報や異常時の警報等を通報連絡することが出来る設備（有線、無線による通報設備等）を設置する必要がある場合、それに必要な経費（設置費用、維持管理費）は乙が負担すること。
- (7) LPガスに係る設備（室内にある警報設備を含む）について不具合、故障等を発見した場合は、直ちに甲へ報告すること。
- (8) 契約期間中に高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による補助金など、LPガス料金に適用できる割引制度が導入できる場合は、発注者に報告した上で契約価格に適用させること。